

## 第5回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録

平成24年9月25日(火)  
14時00分～16時05分  
文化庁・特別会議室

### 〔出席者〕

(委員) 林主査, 内田副主査, 阿辻, 岩澤, 鈴木(一), 関根, 高木, 出久根,  
納屋各委員(計9名)  
(文部科学省・文化庁) 早川国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 第4回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録(案)
- 2 「「公用文作成の要領」の見直し」に関する考え方(打合せ会)  
付「公用文作成の要領」

### 〔参考資料〕

- 1 国語課題検討小委員会における今後の検討スケジュール
- 2 平成23年度「国語に関する世論調査」〔平成24年2月調査〕(文化庁文化部国語課,  
平成24年9月)
- 3 平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 今期, 初めて出席した阿辻委員から自己紹介があった。
- 4 事務局から配布資料2の説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 配布資料2について意見交換を行った。その結果, 資料2については, 基本的に了承された。
- 5 事務局から, 参考資料2及び3の説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 参考資料3を中心に自由な意見交換を行った。
- 6 事務局から参考資料1に基づき, 今後の開催日程の説明があり, 次回の国語課題検討小委員会は, 10月16日(火)午後2時から4時まで, 文化庁・特別会議室にて開催することが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

#### ○林主査

それでは, 時間になりましたので, ただ今から, 第5回国語課題検討小委員会を始めさせていただきます。

まず, 開催に先立って, 今期お忙しくて, これまで御出席いただけなかった阿辻委員がおいでですので, 一言お願いしたいと思います。

#### ○阿辻委員

阿辻でございます。今期, 初めて参加させていただくことがようやくできました。4月

以降、学内の業務でいろいろと奔走させられておりました、会議の日程とどうしても合わないということが続きましたので、後ろ髪を引かれる思いで、京都にずっとおりました。

ようやく状況も改善されつつありますので、これ以降は、今から一所懸命、議論に追い付きながら、できるだけのことをさせていただこうと思っております。長い間、失礼いたしました。お許しをお願いするとともに、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

〔事務局による配布資料2の説明〕

#### ○林主査

お手元に「公用文作成の要領」、昭和27年の文書があると思います。これは、既に何回か御覧いただいているものであります。現在あるのはこれだけでありまして、こういうものに基づいて、それぞれの部署あるいは地方自治体等が実態に合ったものを工夫して、それによって公用文をお作りになっているというのが実情でございます。

御覧のように、ただ今氏原主任国語調査官からも御説明がありましたけれども、簡単な前書きがあり、いきなり用字用語から始まって、それから文体、6ページ目ですね。それから8ページ目に行きまして、今度は書き方ということで、公用文の在り方そのものをいろんな角度から捉えて、目安を示しているという点では、やはり今日の目から見ますと、足りないところがあるのではないかと、これは、私の印象でありまして、恐らく打合せ会の委員の皆さんもほぼ共通の認識をお持ちだろうと思います。

そういうところから始まりまして、これからの公用文の在り方、それから、それに対応するところの作成の要領がいかにあるべきかというような議論を、3回ぐらいでしたか、検討してまいりました。その要点が、今、御説明いただいたものでございます。

この中で、特に重要だと思われるところを申し上げますと、まず、これは、岩澤委員からも何回かにわたって御意見がありましたけれども、この見直しの必要性、社会的な要請といったものをきちっと踏まえ、それを明確にしながら、見直し作業を行うべきだということとして、ここのところは、しっかりと共通理解を踏まえた書き方をしていきたいということでございます。

それから、配布資料2の「4 新要領（仮称）で示す内容のイメージ」であります。今回見直すということは全く改めるということを経ずしもそのまま意味するわけではありません。見直して残すべきところは残す、改めるところは改め、付け加えるべきところは付け加えるという考え方でありますけれども、そういう考え方に立って、最初に公用文に対する基本的な考え方というものを置いて、ここで、その精神をしっかりと書き込みたい。それから、現在のものは、用字用語から始まっていますけれども、全体として、例えば文体とか文や文章の組立てとか、それから個々の具体的な表現、それから当然、用字用語、表記、その他をしっかりと押さえて検討したい。最終的に、実際の現場で役に立つことが大事ですから、用字用語例とか、送り仮名の用例集みたいなものを付けて、一つの冊子にまとめることができたなら、非常に有益なものになるのではないかとこの考え方がございました。最後に、具体的な用例を豊富に示す方向で見直すというのは、そういう含みを書いたものでございます。

何か御質問がありましたら、お伺いいたします。また、打合せ会の委員で何か付け加えていただくことがございましたら、どうぞ。

#### ○阿辻委員

しばらく来られませんので、私が把握していないだけの外的な質問になる可能性が大変ございますので、その点、あらかじめお許しいただければと思います。

今日配布されております、この「公用文作成の要領」の、最初のページの四角の中に書

かれていることを理解しますと、これは、昭和27年、官房総務課が発したものが基本的に下敷きになっている。それに昭和56年の内閣告示、内閣訓令で、これは、多分、常用漢字の関係だろうと思いますが、それに基づいて、「読替え」という言葉で書き直しておられる。実際の本体に当たりますと、4ページの「2 用字について」の「1 漢字は、常用漢字表による。」、これは、もう間違いなしに昭和27年の段階では「当用漢字表」となっていたものが、昭和56年の告示、訓令によって読み替えられているのだろうと思います。その「用字について」の(1)の次、「1 (省略)」と同じ項目の中の「4 (省略)」という部分がありまして、この省略されている部分を見ようと思うと、机上の「国語関係答申・建議集」には載っているんですか。

○氏原主任国語調査官

はい、載っています。「国語関係答申・建議集」の76ページを御覧ください。そこに昭和26年10月30日に、当時の国語審議会会長から吉田総理と天野文部大臣に宛てた建議が出ています。ですから、今、阿辻委員がおっしゃった例で申し上げると、「用字について」というのは78ページの、(1)の「1 代名詞・副詞・接続詞などのうち、次のようなものは、当用漢字音訓表によっても書けるが、できるだけかな書きにする。たとえば…」という記述が入っていたということです。

○阿辻委員

分かりました。「国語関係答申・建議集」の目次のところでは、これ、「公用文作成の要領」とは書いていなくて、「公用文改善の趣旨徹底について(建議)」ですか、目次の「11 公用文改善の趣旨徹底について(建議) 昭和26.10」、そのサブタイトルが「公用文作成の要領」ということなんですね。先ほどの目次で、これがあるかと探したら見付からなかったんで、質問したんです。

○氏原主任国語調査官

なるほど。建議の名称としては、そこに挙がっているように「公用文改善の趣旨徹底について」ということです。その文章中にあるように、「公用文改善の趣旨徹底について」には別冊1、別冊2とあって、その別冊2が「公用文作成の要領」ということです。

○阿辻委員

よく分かりました。

そうすると、先ほど質問させていただいた省略されている部分は、それぞれに関連する78ページを見ていけば、補うことができるということですね。

○氏原主任国語調査官

はい、そうです。大きな部分で言えば、今、阿辻委員がおっしゃった、当時は全て当用漢字表となっていたところが常用漢字表に読み替えられたということと、それから漢字の使い方、例えば「国語関係答申・建議集」の78ページを見ていただきますと、「われ」とか「かれ」、こういうものは仮名書きにするというのが当時の漢字の使い方なんですね。現在は、「我」とか「彼」などは原則として漢字で書く。「及び」も同じく原則は漢字で書くことになっていますので、漢字の使い方が大分変わっています。それで、実態と合わなくなっている部分を省略した、そういう格好になっています。

○阿辻委員

分かりました。

○林主査

よろしいですか。ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、先ほど氏原主任国語調査官から御説明いただきました、この配布資料2の、打合せ会のまとめについて御自由に御発言いただけたらと思います。

○出久根委員

新しく公用文作成の要領をまとめる場合、今までは、「用語用字について」というのが1番目になっていますね。2番目が文体で、3番目が書き方についてですけど、これは、どうでしょうね。使う側の立場になってみたら、最初は文体か、あるいは書き方についてであって、用語用字というのは最後に持ってくるような形じゃないでしょうか。

例えば、まず文体についてというのがあって、それから、書き方について、あるいは、その逆であって、そういう形の方が使う側にとっては分かりやすいような気がしますね。

○林主査

そうですね。おっしゃるようにいきなり用語用字というところから入るのは、公用文というものに対する基本的な考え方、あるいは分かりやすい公用文を作成するための全体的な留意点を整理して示すという点では、課題があったのではないかということで、今日の配布資料2の最後にありますように、この段階では、おおむねこういう内容と構成を想定して、全面的にこれを検討したらどうだろうかということになっております。おっしゃるとおりだと思います。

○阿辻委員

今、出久根委員がおっしゃったことは、私も同感で、配布資料2の「4 新要領で示す内容のイメージ」の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)は、今、委員がおっしゃった順番になっているのかなと思います。それは、出久根委員がおっしゃった内容の御見解に同意されてというか、そのような認識の下に、アレンジを変えていらっしゃると理解してよろしいのでしょうか。つまり、配布資料2の「4」に、(1)から(7)まで並んでいるのは、昭和27年のものとはアレンジが違うという理由からですね。

○林主査

そうですね。出久根委員と同じような考え方に立っていたものですから、こういう形になっているということでございます。

○阿辻委員

分かりました。

○林主査

ほかに、いかがでしょうか。

こういう方向を御了承いただけたら、次期、あるいは次期以後の国語分科会で、これを取り上げて、具体的な内容を検討してまとめていただく方向になります。もし、ここに書いていないこと、あるいは例えば文体とあるけれども、一体ここでどんなことを言うべきかといったようなことで、この時点で、お気付きのことがあったら、そういうものをお聞かせいただけると、この先につなげることができるだろうと思いますが、そういう点ではいかがでしょうか。

まだちょっとイメージが湧かない委員もいらっしゃるかもしれませんので、少し時間を

置いて、皆さんに御意見があったら伺いたいと思います。

本日、もしこの方向をお認めいただけましたら、この問題について、今期は、ここで区切りを付けるということで、次期以後に送ることにさせていただきたいと思いますので、念のために「1」からもう一度、確認をお願いいたします。

まず、公用文の作成の要領の見直しをすべきか、すべきじゃないかということから議論は始まっております。この国語課題検討小委員会の御意見を踏まえて、打合せ会で検討した結果として、これは、今後取り組むべき課題の一つとする、しかも、含みとして、常用漢字表の改定をきっかけにして、それとの関連も非常に深いことから、直接、これに関連する事項の一つとして、できるだけ早く着手する必要があるのではないかという、含みとしては、そういうものがあると御理解いただきたいと思います。

見直しに当たっては全面的に見直す。現在ある要領のうち実態に合わないところだけを削ったり、あるいは改めたりするのではなくて、公用文の書き方全体を考えて検討したいということをございました。

それから、見直しの必要性につきましては、ただ、私どもの考え方でこういうものを作るということではなくて、実態を踏まえ、それから、社会的な要請をきちっと捉えた上で見直しの作業に入り、要請に対応できるような内容にしたいということで、そこに、4点ほど書いてあります。

これについては、まだ議論を深め切っておりませんので、この後、改めるべき点、あるいは付け加えるべき点が出てくるのではないかと思います。この辺りは、取りあえずこういう書き方をしておりますが、何かこういう視点が欠けているのではないか、といったようなことはございますか。

○岩澤委員

言葉の問題として、全面的に見直すことを基本とするという表現をしていると、正に先ほどの全面的に見直すんじゃないかというような理解にならないでしょうか。もうちょっと違う適当な言い方はできないでしょうか。本当は代案出せばいいと思うんですけども、先ほどの御説明のとおりでいいと思うんですけど、ここの表現。「全面的に見直すことを基本とする」というのが一番よろしいでしょうか。どうでしょうか。

ただ、「全体的に見直す」というのもどうかとちょっと思ったもんですから。全体を見直しの対象とするというのか、全面的に見直すと言ったときに、そのまま取ると…。

○氏原主任国語調査官

そうですね。それで、先ほどの説明の中であえてちょっと付け加えたんですけど、議論の中ではこういう言い方をしていたんですね。ただ、おっしゃるような心配もあるので、先ほどの説明ではあのように付け加えたんですが…。

○岩澤委員

そうです。ですから、説明のとおりでいいと思うんですね。

○内田副主査

「全体を見直し、社会の要請に応じて改定を行う」というようにするのは…。

○岩澤委員

全体を見直しの対象とするということならいいのかもしれないんですけど、それもちょっとどうかと…。

○内田副主査

でも、そちらの方がニュートラルですね。

○岩澤委員

ちょっとこの表現を御検討いただいた方がいいかなということを思いました。

○林主査

確かにそうですね。二つの問題があって、「全面的に」という言い方について、もっと適切な言い方があるだろうか。「全体的に」としますと、現にこういうものがあるから、これそのものの全体を見直すということで、飽くまでもこれがベースになるという含みが出てきますけども、今回はそうではなくて、ここに書いてないことも含めて、新しい要領を考えるとということです。このところは、やはり後の方々が見ても誤解が生じないように、次期以後の委員会で誤解が生じないように、この「全面的に」というところも、それこそ見直す、検討をし直す必要があるかもしれません。

○高木委員

「2」のところの2番目に、「近年の社会的変化を踏まえた」と書いてあります。これは、今後もこの形で時代の変化の中で見直すということであるということ踏まえるならば、この言葉をそのまま使って「社会的変化を踏まえて見直すことを基本とする」というのもありますね。

○林主査

そうですね。

○氏原主任国語調査官

「全面的に」のところに、それを持ってくるということですね。

○高木委員

はい。

○林主査

こういう点につきましては、ここでできるだけ御意見を伺った上で、最終的に文案を詰めるということになりますと、少し時間を要するかもしれませんので、御意見を伺った上で、それを踏まえた文言修正は、一応、主査、副主査にお任せいただいて、出来上がったものにつきまして、又機会を見つけてここでお目に掛けて、何か御意見があれば、その時に承るというふうにさせていただきたいと思っております。ただ今の高木委員のお考えは、貴重な御発言として、これを改める場合の御意見として承りたいと思っております。

それから、「見直す」という言葉も非常に曖昧と言いますか、常用漢字表の改定の時も問題になったんですが、「見直す」というと、「改める」という意味が強くなることがあります。しかし一方では、はっきり改めると言っているわけじゃないわけだから、見直した結果として直さない場合もあり得るという含みがあるので、「改める」というのとは、ちょっと意味合いが違うという捉え方もできますので、このところも、より適切な言い方があるかどうか、後で検討して、成案をお目に掛ける時に、又お考えを伺いたいと思っております。今この時点で何かいい表現を思い付かれましたら、是非お伺いします。

○内田副主査

今、林主査が言われたように、文としては美しくないんですけども、「当たっては」の続きは、まず「社会的変化を踏まえて、全体を検討することを基本とする」。「検討」と言うのは駄目ですかね。

○林主査

ちょっと難しいのは、これは、明らかに検討するだけではなくて、新しい公用文作成の要領に改めたいわけですね。「改める」というのは、これ、そのものを直接改めるということではなくて、下の方にも書いてありますけれども、新しいものをこれに加えて、新たな公用文の作成の要領を作りたいという、それが本当のところですので、「検討する」というのですと、ちょっと弱い。

○内田副主査

そうですか。

○納屋委員

やっぱり50年がたっていますので、置かれている状況が相当違うと思います。作られた時点では、漢字片仮名交じり文を使用している部分もあり、一方、漢字平仮名交じり文で行っている部分も社会的な中ではあるという大前提の中で、結局、法令を除きますと、もう漢字平仮名交じり文で安定しているという認識をどなたもお持ちじゃないかと思っ

ているんです。そのことを最初に触れておかないと、何かぶれてしまって、分かりやすい公用文の方が強く印象付けられてしまう気がします。

したがって、大筋だとか、おおむねとかで現在の漢字平仮名交じり文というものが安定段階に入っているということの前提の上で、今度、これが、行政文書になってくるわけな

もんですから、官公庁で使っている文章については、分かりやすさということよりも、厳正、的確であったり、正確さだとか、そういったものの方が基本的には第一義的な問題になるのではないかなと思うんです。

それを確保した上でということになるんだと思う。確保した上で、なおかつ分かりやすさを更に追求するという形でないと、基本的なところでは、作る側もやりにくさが出るのではないかなと思っています。

したがって、見直しの必要性のところ、こう書かれていて、こういう言葉で言うときに、そんなおこがましくまで書く必要があるのかなという気もするんだけど、それはやはり必要があるかもしれせん。

法令の方は、厳然と、今でも漢字片仮名交じり文で動いている部分もあるわけで、そう

○林主査

しました。ありがとうございました。大事な御指摘ですが、今伺ったことの特

に重要な点というのは、恐らく「4」の「(1) 公用文の作成における基本的な考え方」の中

にかなり書き込まれるのではないかなと思います。分かりやすさは大切だけれども、それ

だけではない、正確であることとか、親切であることとか、いろいろな視点が入ってくる

わけですね。

これは、正に中心になる大事な点ですので、それはまた、公用文作成における基本的な

考え方という辺りで、しっかり書き込んでいくことになるのではなろうかと思いますが、

納屋委員、そういう理解でよろしいでしょうか。

○納屋委員

はい。すいません、もう一つ付け加えさせていただいてよろしいですか。

公務員の方へのアンケート結果で、見直しは余り必要としないとか、見直しを全く必要としないというのが4%しかなかったという、これが一番大きなことだったのではないかなと私は思っています。使っていらっしゃる当事者の大半の方が、どんな形であれ見直しが必要だと、利便性というか、実際の作業能率を高めるという点で、それを言っていられんんじゃないかなと思っています。

ですから、現行のもので「省略」という部分が出てきていること自体が、少し不正常ということで、見直しの経緯がまとめられているのがいいんだと思っています。

○林主査

ありがとうございました。特に「2 見直しの必要性」のところの三つ目、「これまで以上に分かりやすい公用文が必要とされる理由の明確化」ということに関連して、御指摘の今あった、アンケートの範囲は、各省庁、地方自治体まで含めて規模のかなり大きな、全部で100件ぐらいありました。100以上ありましたか。

○氏原主任国語調査官

はい。国と各都道府県、政令指定都市に聞いていますし、市町村にもお願いしていますから、100以上はあります。

○林主査

100以上ありましたね。

○氏原主任国語調査官

はい。全部で185だったと思います。

○林主査

傍聴してくださっている方を含め、御承知でない方がいらっしゃるといけませんので、申し上げます。「公用文作成の要領」の見直しが必要か不必要かを議論する前提として、やはり、こういう公用文を作っている現場がどのように意識しており、どういう対応をしているかということを中心にかなり詳細に大規模な調査をいたしました。今、納屋委員がおっしゃったのは、そのことでありまして、そこで見直しの必要がない、つまり現状のままがいいということだろうと思いますが、そのようにお答えになったのは、僅か4%しかいないという実態もあるということで、これは、かなり積極的な見直しが必要な理由になるのではないかと考えられるということでございます。

これは、非常に重要な点でございますので、特に「3」の四つの中に関連付けて申しますと、3番目の「これまで以上に分かりやすい公用文が必要とされる理由の明確化」というところ、それから、最初の「実態に合わなくなっている部分の改定」ということにも、一部分関係するかもしれません。大事な事項ですので、ここにちょっと付け加えて、次期以後にお送りしたいと思います。

○阿辻委員

議論の流れにふさわしい思想なのか、自信がありませんけど、「2」の2番目の先ほどから議論が出ている「社会変化を踏まえた改定」のところですね。現実として、裁判員制度導入によって公用文が変わりつつあるということなんでしょうか。多分、もう既に議論な



さっていることだろうと思うんですが、私、事例が余り思い付かないので、よろしければ御紹介を頂ければと思っています。

○林主査

そうですね。内田副主査が裁判員制度に関係しているというようなこともありまして、打合せ会でも関連した御発言があったように記憶しておりますが、この点、ちょっと。

○内田副主査

この6月で裁判員制度が導入されて3年が経過いたしましたして、導入してから毎年ずっとアンケート調査というのを出口で、裁判員経験者の皆様にしております。その内容を見てもみますと、例えば、検察の言葉遣いや、それから証人尋問の言葉遣い、弁護人の言葉遣いなど、分かりやすいかどうかというようなことも聞いておりまして、やはり分かりにくいという声がかなりあります。特に弁護人の言葉遣いなどが分かりにくいということです。それから、検察も棒読みで意味が伝わってこないというのもあり、文体の問題では複文が多くて、一遍に頭に入らないというような感想も出ています。それを反映させて、何とか言葉遣い、その他を平易に、しかも耳で聞いて分かるような形での工夫をするというようなことで、努力してきているようだという、そのようなアンケート調査の結果はもう既に最高裁のホームページで発表されております。そのような調査の結果を踏まえて、やはり司法の間だけで通用していたような表現も、きちんと国民の裁判員にも分かるような言葉遣いでやっていく方が望ましいのではないかという話題が出ていたものですから、それをちょっと御披露させていただいたわけです。

○阿辻委員

分かりました。どうもありがとうございました。

○林主査

ちょっと広げますと、この裁判員制度の導入が直接、こういう改定の見直しの理由になるというよりは、それ以上に、こういう事例に象徴されるように、専門家に任されていた感じの強かった法律上の問題なんかも、かなり国民の関わる必要のある社会に変化しつつある。そういう意味で、少し公用文に使われるような用字用語、表現なんかも見直す必要があるのではないか。少し広げた言い方をしますと、そういうことだったと思います。

○内田副主査

そうですね。

○阿辻委員

厚生労働省の医学用語とか、福祉関係の年金だとか、そういうことですね。

○林主査

そうですね。

○内田副主査

年金のことは、打合せ会の議論の時にも、すごく出ておりました。

○阿辻委員

そうですね。私どももよく分かりませんもんね。

○内田副主査

非常に難しい。

○林主査

やはり国民も、そういうところをしっかりと理解していただく。あるいは具体的な仕事に直接関わるといことが増えてきておりますので、そういうことで、これを一つの例示のような形で入れてあるということでございます。

○阿辻委員

分かりました。

○高木委員

ただ今の件なんです、法律用語等は、論理を構築する上で文章的にもかなり練られたもの等があるやに聞いております。今、身内に法律をやっている者がいるものですから、「分かりにくいよね。」と言うと、「これは、法案をきちんと証明していくためには必要な論理構成になっている。」と。日常的な文章の理解とは離れていても、その内容を正確に伝えるためには必要な場合がかなりあるだろうということなのです。ですから、安易に分かりやすさだけを追求して、それを文章の中に入れていいものかどうかと思うんです。特に公用文の場合には、読み違いや判断の間違いが入ったときには、公用文としての役割を果たせなくなるわけですから、日常使っているとか、分かりやすさということだけで、公用文の見直しをしていいものかどうかとも検討すべきだということに私は思います。

○林主査

おっしゃるとおりで、実は法律関係の特に用語、それから表現、それについては、これまででもそうでしたけれども、やはり特別な取扱いと言いますか、特別な検討をそれに加えてきている実情もあります。今回も、その点は、正に高木委員がおっしゃったような点を重視して慎重に進めるべきだという御発言が、実は、この配布資料2には書いていないのですけれども、打合せ会では出ておりました。

その辺のことを氏原主任国語調査官から、補足していただければと思います。

○氏原主任国語調査官

先ほど納屋委員がおっしゃったことが、正にその御意見だったと思うんですね。当然、公用文では非常に厳密に定義するとか、そういったことを一方で押さえておかないといけないという御意見は出ていました。ただ、それでもなおかつそういう側面がある一方で、全体としては、やはり分かりやすくなければいけないという御意見が多く出ていました。

ですから、そこは、当然、文章だとか状況に応じて、何が第一義的に考えられるべきかという問題があるわけですが、取りあえず打合せ会の中の総意としては、つまり、先ほどの裁判員制度の問題も、一般の人たちが裁判員になって、これまでだったら入っていかなかった司法の世界に入って行くわけですね。そのときに、そこで使われている言葉をなるべく一般の人に分かりやすくしていくという努力も必要なんじゃないか、そういう文脈で、このことが出ていたわけですね。

そういう意味では、きちっと定義しなければいけないものであるとか、そういった場面では当然そうしなければいけないんですけれども、そういうことを踏まえた上でも、なおかつ一般の人たちに分かりやすくするにはどうすればいいのか、多分、打合せ会の議論の焦点はそこにあっただと思うんですが…。

○林主査

実際の作業に入りますと、関係するのは法律だけじゃなくて、いろんなところに関係しますから、そちらの方面の御意見を伺いながら進めることになるのは間違いないだろうと思います。この時点では、こんなまとめ方をしたということで、御理解いただいた上で、少し修正するところがあれば、今の御指摘を踏まえて、もう一度見直してみたいと思いますので、そのような取扱いで御了承いただければと思います。(→ 小委員会, 了承。)

「見直しの必要性」については、ほかに御意見なければ、「3 新要領(仮称)で想定する要領の使用者」、これは、もう先ほどの御説明に尽きておりますが、この点で、何か御意見があったらお伺いしたいと思います。

直接の対象者については、国家公務員をこの要領の使用者と想定するという事です。国家公務員以外の方にそういうものを参考にしていただけるかどうかは、最初から念頭に置くものではないということでございます。

特に御意見もないようですから、その次、最後ですが、「4 新要領(仮称)で示す内容のイメージ」。これも先ほど何回か触れられたとおりでありますが、大体、こんなイメージということで、まとめてあります。これについて御意見があれば承ります。

○関根委員

すいません、「3 新要領(仮称)で想定する要領の使用者」のところ。

○林主査

どうぞ。

○関根委員

全く異議はないんですけれども、→の後の書き方について、ちょっと突き放したような表現になっているので、これ、どういう形で外に出るか分かりませんが、本音としては、さっき氏原主任国語調査官のおっしゃったようないいものができれば自然と参考にしてもらえというのが我々の願いであるわけですが、それを書くのもちょっとどうかと思うし、かといって、この書き方だと若干ぶっきらぼうかなということなんですが。

○林主査

そうですね。ここは…。

○関根委員

あるいは、こういうことは我々の間での了解事項としておいて、あえて外に出すものには書く必要がないということも言えるし、それも含めて考えていただければと思います。

○林主査

そういうことですね。

○氏原主任国語調査官

「公用文作成の要領」の見直しに関する議論は、これまでもやってきましたよね。そういう中で、こういう整理の仕方をしていたのが、そのまま残っているだけなんです。ですから、書き方については改めて考えなければいけないと思っています。

それから、先ほどちょっと申し上げたんですが、法令について、これを意図的に外したというのは、やはり高木委員がおっしゃったようなこともあったわけですね。ですから、

専門的な分野に関わって内閣法制局なんて話もちよっとしましたけれども、関わるところが非常に大きいというのは、担当する役所だけではなくて、中身に絡んだ議論もあって、ここでは、あえて法令のことに余り触れていないわけです。ですから、そのことも、逆に何か書いた方がいいのかどうか。そういったことについても御意見を頂けるのであれば、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○納屋委員

今日の配布資料2に付随している「公用文作成の要領」の5ページ、「国語関係答申・建議集」の方ですと82ページに当たりますけど、「法令の用語用字について」というところは、正にこれがなかったら法律の方は困るんです。正にそういうところで困ることが起こるわけですから、それは残さなきゃならないということが大前提だったのではないのでしょうか。そういうことも含めて、法令についてのことを全く触れないでというふうには行かないんでしょうけど、私は、こういう用字用語のところなんかは全然手が付かないでいくところだってあるという前提の下で考えています。

○林主査

今の御指摘の点はおっしゃるとおりで、ここに書かれているものは、現に書かれてあるとおりになっているところもかなりあるわけですから、そういうところをあえて削除するといったようなことは考えていないわけです。

ただ、具体的な点になると、これは、作業に入りましたら、それぞれの分野の御意見を伺った上で調整していかなきゃいけない点はありますから、それは今ここでちょっと固めにくいところがありますので、その方向性だけ御理解いただければと思います。

それから、「3 新要領（仮称）で想定する要領の使用者」、関根委員のおっしゃったことです。出来上がったものがどういうものかによりますけれど、それが非常に好評で、皆さんに積極的に利用していただければ、それは私たちの非常に望むところであります。しかし、最初から、こういうものを作るので、こういうものをどうぞ御利用くださいというふうな、そういう姿勢ではないという意味合いで、こここのところは御理解いただけるといいだろうと思います。

この表現も、もっといいものがあるかどうか検討してみたいと思います。これについてはよろしいでしょうか。

○阿辻委員

いいですか。つまらんことを申しますが、国家公務員を想定する、地方公務員は対象外と想定するんでしょうか。公務員だけではいけませんか。

○林主査

これは…。氏原主任国語調査官いかがでしょうか。

○氏原主任国語調査官

これは、現行の「公用文作成の要領」がそうなっているので、その性格をそのまま引き継いでいるということです。地方公務員には及ばないのですが、実際にはアンケート結果なんかでも明らかですけども、この「公用文作成の要領」を参考にしている都道府県や市町村は非常に多くあります。

○阿辻委員

拘束力はないということですか。

○氏原主任国語調査官

はい、ないです。これは、内閣訓令なんかでも同じで、その訓令で縛っている範囲は、飽くまで国の行政機関ということです。

○阿辻委員

別にこだわりませんが、国家公務員を対象とするが、結果としては、マスコミなんか使っても別に構わないよとわざわざ書いてあるのに、地方公務員が使っても構わないよとは書いてない。

○林主査

そうですね。

○阿辻委員

下手な突っ込みかもしれませんが、私どものところは、今、独立行政法人になって、かつては、国立大学はこの範疇<sup>ちゆう</sup>だったんでしょうけど、今は、この文言にこだわれば、独立行政法人は全部外されているということになりませんか。ただ、みなし公務員と言え、みなし公務員なんですけど…。

○林主査

そうですね。つまり範囲については、その線をはっきり引くことはなかなか難しいし、例示の仕方も、それによってはいろんな捉え方が発生するというふうなことがあります。確かに新聞、雑誌、放送などと書いたもので、例えば地方公務員はどうするのかというような話になりましたけど、逆にこれを除いて、公共性の高い一般社会生活で使われる文書というふうな言い方にすると、この範囲内では、それなりに筋は通る、いろんなものをそこに含み得るということになります。ただ、はっきり新聞、雑誌というように例示すると、では、これはどうだというような話になりますので、この辺りも含めて、表現の仕方は後でもう一度検討させていただければと思います。

○阿辻委員

分かりました。

○林主査

後半の話題もありますので、御意見がなければ、そろそろまとめさせていただきたいと思います。

「4 新要領（仮称）で示す内容のイメージ」について、特に御意見がなければ、本日は、こういう方向性について、ここで御了承いただいたということにさせていただいて、文言等の修正は発生いたしますけれども、それを次期以後の委員会にお送りする。修正したものにつきましては、改めて別の機会に御覧いただくということにさせていただきたいと思います。（→ 小委員会了承。）

それでは、公用文作成要領の見直しについては、以上で区切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、今日の後半に入りたいと思います。これは、新聞やテレビ、ラジオで紹介、あるいは取り上げて、コメントもいろいろなされましたので、御承知だと思いますけれども、先週「国語に関する世論調査」、お手元にあります冊子がそうですけれども、平成23年度の版、実際の調査は、24年2月に行ったものですけれども、これが発表になりました。

本日は、これについて説明していただいて、御意見や御感想を伺いたいと思います。

本年度の問いは、後ほど説明がありますが、今議論していただいている内容と関係するものがかなり含まれておりますので、御説明の後に、今、私どもが取り上げている課題を意識しながら、今申し上げましたような御意見、御感想を伺いたいと思います。

それでは、参考資料2及び3につきまして、御説明をお願いいたします。

〔事務局による参考資料2及び3の説明〕

○林主査

残りの時間が30分ぐらいになってしまいましたので、質問と、御意見をもう分けしないで、今の氏原主任国語調査官の御説明をお聞きになり、また資料を御覧になってお聞きになりたいこと、御感想、あるいは現在私どもが議論していることとの関係で、何か御意見などがあつたら是非お願いいたします。

○出久根委員

この国語に関する調査は、非常にいいことだと私は思うんですよ。例えば、「情けは人のためならず」なんて言葉が、今、若い人が正確に意味が分かるようになったのも、この調査が発表されて、新聞とかテレビが取り上げて流してくれたおかげです。本来の意味を皆さんが知るようになった。言葉に対する意識を喚起してくれたというところの良さがあると思いますね。毎年やっていただけるのがいいと思います。

○阿辻委員

被試験者から見たら、選択肢は与えられているものから選ぶわけですね。自由記述ではないわけですね。例えば、参考資料3「平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」の7ページ、先ほど触れておられました情報機器が浸透することによる変化というものに、「電車の中など公共の場所でも、自分だけの世界を作れるようになった」という項目があるから、それにチェックするという人は多いだろうと思う。これは言われてみれば、そうだなと思うわけです。私だって、この設問に対する選択肢として、これが設定されているからチェックするという動機は多分あるでしょう。選択肢として掲げるか、掲げないかということは調査する側の主体性、あるいは方向付けとは申しませんが、そこに選択肢が立てられるか、立てられていないかということも、少なくとも自由記述という項目を立てることは不可能なのか。あるいはインフォーマント（＝被調査者）が書けと言われると、書かないかもしれませんが、そういう点で、このデータは、ある程度理解するのにコントロールする必要があるんじゃないかと思うんです。少なくとも、理解する側から見たら、正確に漢字を書く力が衰えたという選択肢と、電車の中で自分の世界を作れるようになったという選択肢は、多分、並列するものじゃないと思います。そういう点で、例えば、もっとほかの選択肢を立てたらどうなるかというようなことも踏まえながら、分析していく必要があるんじゃないかなという気はします。

○内田副主査

今の御意見はもっともな気がするんですけど、自由記述にした途端に回収率が悪くなります。やっぱり、こちらである程度、仮説を持って幾つかの選択肢を出し、一番最後に、以上のところで思い当たらない別のことというのを本当に少なめの括弧にしておく。そうすると負担感が少ないので。それをやらないと、まずデータが…。これは、とても貴重なデータだと思いますし、それから、ずっと経年変化を追ってきているという点で、本当に大事な調査だと思います。やはり回収率を上げるという点で、これ以外ないのかなと…。

○阿辻委員  
最後に、「その他（ ）」というのがあるかないかで、大分違うだろうとは思っています。

○内田副主査  
はい。

○氏原主任国語調査官  
「その他（ ）」はあります。

○阿辻委員  
あるんですか。

○氏原主任国語調査官  
はい。「その他」は、参考資料2「平成23年度「国語に関する世論調査」」の冊子の22ページに出てきます。「その他」のところで、具体的にどういう答えがあったかは、今、データを持っていないでしょう。

○武田国語調査官  
持っていません。

○氏原主任国語調査官  
何か出ていたということはあるですか。

○武田国語調査官  
ただ、実際にはほとんど出てきません。

○内田副主査  
書かないですね。

○武田国語調査官  
書かれません。

○氏原主任国語調査官  
もし自分で書けということになったら、皆さん、そこで止まってしまって、時間切れになってしまう…。

○阿辻委員  
もちろん、うちの学生でもそれはそうですよ。

○林主査  
こういう調査方法の持っている問題点、プラスの面もないわけじゃなくて、選択肢があると、潜在的に持っていたとしても表に出てこないものが掘り出せるという面がありますね。

○阿辻委員

そうですね。

○林主査

それも大事ですしね。これは、こういう調査方法が持っている問題点なので、今回は、それは、ちょっと省かせていただいて…。

○阿辻委員

別に批判しているんじゃないくて…。

○林主査

今のことに関連して言いますと、これ、どういうふうに国語課では解釈されたんですかね。参考資料3の「平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」の6ページ、日本語能力が低下しているかどうかというので、書く力が低下していると思うというパーセンテージがちょっとですけど低くなっていますよね。読む力が低下していると思うというのは、そう思う人が増えているでしょう。それから、書く力は低下していると思うというのは、平成16年度と比べて、ちょっと減っているんですね。それから、話す力が低下していると思うというのは増えているわけです。聞く力も増えているんですね。低下しているのは書く力。低下していると思う人は、書く力に関して言うと少し減っているんですね。ということは、つまり、書く力の低下を意識している人は少しだけ減っているということになります。ところが、右側のページに行くと、「漢字を正確に書く力が衰えた」というのはずっと増えていますね、25ポイントも増えている。「手紙やはがきは余り利用しなくなった」、それから、「手で書くことが面倒臭くなった」、この辺りもずっと増えているんですね。この関係、どう解釈したらいいんですかね。

○関根委員

書く力の中に手書きという意味ではなくて、メールやパソコンでということも含めて書く力と解釈しているんじゃないでしょうかね。つまり、今までだったら漢字が書けないから、手で書くのが難しかったけれども、今は例えば変換すれば、変換補助も出てくるし、携帯で打っていけば候補がどんどん出てくるし、そういうのも含めて書く力というように解釈しているんじゃないかなと思ったんです。

○林主査

なるほど。

○岩澤委員

打つ力ですね。

○関根委員

正に、それも含めての。

○氏原主任国語調査官

参考資料2「平成23年度「国語に関する世論調査」」の冊子ですが、その15ページを御覧ください。参考資料3「平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」の方には出てこないんですが、具体的にどういった面を向上させる必要があるのか、ということも聞いていて、その結果が冊子の方には出ています。

例えば、書く力ですと、一番多かったのが、「内容が読み手に正しく伝わるように文章



を書く力」。それから「本や新聞に出てくる漢字を一通り書く力」、「文字を美しく整えて書く力」「相手の話を聞いて書き取る力」というように続いています。

○林主査

まだいろいろ問題がありますので、次に何か御意見や御感想があったら伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○関根委員

参考資料3「平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」15ページに出ています。異字同訓が難しくないという結果が多かったということ自体が、この難しさを示しているような気がするんです。つまり意識していない。まず、異字同訓ということがどのくらいの方が分かっているのかなというのがあるし、こういう形で実態としては難しいわけですね。それなのに、それを難しくないと意識しているということは、事の本質が分かかっていないというか、恐らくこれを見て漢字が全然違うから、漢字の熟語か何かの頭に浮かぶんじゃないんですかね。そうすると、当然、使われる場面が違うわけだから、全然違う字なんだから区別するのは難しくない、そんな感じじゃないかなと思って、この結果自体がむしろ難しさを反映しているんじゃないかなと思いました。

○出久根委員

これ、絶対、全部難しいですよ。「おさめる」も「かえる」も「かたい」も「はかる」も。だから、それが難しくないと捉えることは、どんな字を当てたっていいというぐらいの、意味さえ通じればいいというぐらいの考えなんだと思いますね。

○林主査

さっき氏原主任国語調査官が言われたように、「難しくない」と答えた人の数字を見ますと、「かたい」という三つの漢字を使い分けるのが一番難しくないと感じているわけですね。これが70%近くでしょう。四つの場合には大体50%の後半から60%と、数字が大体似ているんですね。六つにもなると、逆に、「難しくない」という人が減ってくるわけですね。

今、出久根委員がおっしゃったように、本当は難しいんだけど、こうやって言われてみると、多分、六つも書き分けるのは難しかろう。三つだったら、少し楽ではないかというような、どうも実感というよりは、一種の想像があるかもしれないですね。

○鈴木（一）委員

何か同じようなことで、句読点等の使い方が、「特に困っていることはない」という人が72.7%もいるというのも、今の話とやや近いのではないかなという気がします。

○阿辻委員

これは、基本的には自己申告であって、テストじゃないですから、俺は分かっているよと申告するだけの話ですんで、自信を持っている人が多いということじゃないですか。

○鈴木（一）委員

そうですね。ちょっと変な解釈かもしれないですけど、つまり、どうでもいいと思っている人もいるという感じですね。ちょっと言い過ぎかもしれないですけど。

○出久根委員

いや、でも、そうじゃないでしょうか、本当のところじゃないでしょうかね。

#### ○林主査

私自身は、やってきた専門と少しだけ関係しているので、こういうことをちょっと意識したり、考えたりしたことがあるんですけど、日本のパンクチュエーション（＝句読法）は本当は難しいんですよ、丸（。）はともかく、どこに点（、）を打つかというのは…。英語のカンマとは全然違う。

どうして難しいかという、余りルールらしいルールがないからなんです。一応の、目安みたいなものはありますが、ルールに基づいた正しい使い方をしようといった意識を持つと非常に難しくなります。けれども、逆のことで言いますと、その分、ルールがはっきりしないだけに自由度が高いわけですね。そちらの方を意識すると、句読点はそんなに苦にならない。恐らく両方の見方が多分入り交じって、こういうところに出てくるのかなと思います。

そこに何かルールがあるかもしれないと思って、例えば、外国人が日本の句読法を勉強しようとする、と言いましても、実は日本語の句読点が現在のような形でしっかり付けられるようになったのは、そんなに昔のことじゃないんですけどね、やはり、そういう何かルールがあると想定して、そういうもので何か使い分けなきゃいけないんだろうというふうに思ったりすると、これは大変難しい。ネイティブは、そういう深刻な捉え方をしませんから、現実の中で使ったり、読むときにそれを見たりしていますので、むしろ自由度の方を感じているということかなと思うんです。

#### ○高木委員

参考資料3「平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」の8ページ、「4. 人とのコミュニケーションについて」のところ。この調査そのものは、かなり言葉を対象化したり、それから、言葉の習得の問題とも関係しているんですが、私の行っている学校教育の方の関係でこれをちょっと見てみますと、16歳～19歳までのところや20代で「苦手である」が極端に多いんですね。

1月に出了た国語分科会の「今後取り組むべき課題について」の9ページに、コミュニケーションの問題が昨年度取り上げられています。経団連から今年の7月30日に発表になりました平成23年4月採用の大卒新採用者に企業が一番求める能力として何が必要かというときに、コミュニケーション能力が2004年からずっと一番で挙がっていて、昨年が80.2%ぐらいあって、今年は82.6%、その辺の高い率になっている。

こう考えますと、学校教育で国語を用いた活動の中での育成が、やっぱり子供たちには少し苦手というか、学校の中でこういった活動が行われていないために、そこに対しての苦手意識が、ここに端的に出てきているんじゃないかということ、これを見ながら感じました。この国語分科会は、大人を含めての国語問題ということなんですが、大人になる前にやっぱり学校教育の中で国語をどのように考えていくかということも、こういった面から見てこられるのではないかと思います。

#### ○林主査

これからの検討につながる非常に大事な視点だと思います。コミュニケーションというのは、これから検討すべき課題の一つになっておりますので、大事な点だと思います。

今のことでちょっとお伺いしたいんですが、「苦手である」が53.8%で、「得意である」というのは16歳～19歳で46.2%。私の印象で言うと、これは予想よりも多いなという感じがするんですけど、高木委員の実感からどうですか。

○高木委員

半々ということですね。

○林主査

初対面の人と話をするというように絞ってありますので、いわゆるコミュニケーションと広く捉えた場合とは少し違ってくるのかなという気はいたします。若い子たちというのは、特に初めての人と話をするのは不得手な感じを持っているのかなと思ったら、意外と50%近いので、そうかというふうに、ちょっとそういう印象があったんで、実はここに印を付けてあるんです。

ただ、高木委員がおっしゃったことで、やはり分析して、その実態というものを踏まえた検討が必要だろうと思われまはすのは、国語という教科、私どもの年代では大体、教科書が中心で、教科書に書いてあるものを教材にしていますから、その中で、言語活動という部分、話し合いとか、そういうコミュニケーションに関わる部分というのは、私どもの世代というのは非常に少なかったんですね。

現在、それがどのように増えているのか、あるいは、それがどのように指導されているのか。こういう問題も、社会のテーマとして考えるときには、重要なことかなと思うんですけども、その辺りについては、何かお感じになっていることはありますか。

○高木委員

平成元年版の学習指導要領から少し話し言葉にシフトして、話す、聞くが大事だということが言われ、平成10年でもそれが言われ、今回の学習指導要領の改訂の中で、林主査が言われたように、言語活動の充実というのを全ての教科で行っていくということで、今学校教育の方では、それに組み組み出したところですね。

小学校が昨年度から学習指導要領の全面実施になりまして、少しずつそういった傾向が強くなってきています。中学校は今年度から、高等学校は来年度からということで、高等学校も数学とか理科、既にそういった言語活動の充実が始まっていますが、今、学校教育の中では、コミュニケーションという言い方ではありませんけれども、各教科等において言語活動を大事にしていこうとなっています。

ただ、それは、いわゆる話し合いや討論会だけではなくて、例えば、数学の数式を解くのも言語活動ですよという言い方をしておりますから、単純に話し言葉だけで授業の中でやり取りするというのではないんですが、学校教育の中では、それは少し意識し出しています。先ほどお話ししたような、社会人になってからの子供たちの学力の基盤を作るという意味での学校教育の内容の変化という中で、そういったことが、今取り上げられてきているということは事実になっています。

ですから、これから5年たち、10年たった時に、その成果がどのように出てくるかということが、これから追っていかなければいけない点でもあると思っています。

○林主査

そうですね。

○岩澤委員

ちょっとよろしいですか。その関連で、私も最近、高木委員が編集を担当されたのだと思いますけど、あるところに文章を書かせていただきました。私どもの職場で、夏休み、冬休みに学校の先生方を対象にした言葉のセミナーというのをやっているんですね。「話す」「読む」「聞く」、あるいは、もうちょっと進んで「話し合い」。今一番大きな問題だと思うのは、高木委員からお話がありましたけれども、全教科を通じて言語力の充実を図る

という新しい学習指導要領に移行し出しているわけですが、実際に指導される先生方が自分の人生経験の中で、そういうコミュニケーション教育というのをほとんど受けてきていないということなんです。そういう経験があるという先生方が、私どもの研修を受けられる先生方の2割ぐらいです。残りの8割ぐらいの方は、それまでそういう専門の教育を受けてこられていない。最近の若い先生は、少し増えていると思うんですけども…。

ですから実際には、指導する先生方の話す、読む力、特に公の場で自分の考えをきちっと的確に分かりやすく話すという能力、この辺りをきちっとやっていないと、今の段階で言うと、指導者の方もどうかなということ先生方御自身が、そう考えていらっしゃると思います。この辺りから子供の問題も合わせて考えていかないといけないのかなという感じはしています。

#### ○林主査

こういうことはどうですか。ちょっとそれちゃうかもしれないんですが、大事なことだと思っているんで…。今いろいろ調査をしますと、日本の子供たちは論理的に考える力、筋道を立てて述べる力に非常に不足があるということが言われていまして、それはそのとおりだと思うんです。ただ、こちらの方は、割合、指導の方法というのは考えやすいのかなど。でも、もう一つ非常に大事なことがあって、論理的な思考とか、筋道を立てて述べるのと対局でもう一つ大事な自分の気持ちを伝える。例えば、自分の苦しい気持ちであるとか、あるいは自分の怒りというふうなものを上手に伝えることができれば、非常に円満なコミュニケーションはできると思うんです。けれど、子供たちは、自分の気持ちを言葉で伝えることが非常に苦手なのではないか、これは、忍耐も要るし、知恵も要るわけですからね。それに何か耐えられない、いきなり感情が出ちゃうとか、行動に出ちゃうというようなことがあって、子供たちが気持ちを言葉で伝える、その伝え方というのはなかなか大切で、それを子供の頃からトレーニングしておくことが、成熟した大人になる非常に大事な点だろうと思うんですね。

実は今までの国語教育という、例えば、作文みたいなものでは気持ちを伝えるということはあったんですけど、書いて伝えるというのは、要するに一方的なんですね。反応が見えていませんから。ところが、対面で伝えるという、相手の反応を見ながらやっていかなきゃいけないでしょう。だから、そういう対面的な場面でそういうことができる力というのが、これから社会的に大きな教育目標になっていいのかなと感じたものですから、今、岩澤委員がおっしゃったことに加えて申し上げました。

#### ○岩澤委員

だから、先生方の関心も結構、ディベートではなくて、相手の立場を理解しながら話し合うところへかなりシフトしてきています。現場でも向かうところが、今、林主査がおっしゃった方向にかなり来ていると思いますね。

#### ○林主査

立場以上に気持ちというのを、それをいかに分からない相手に伝えるのか、あるいは非常に伝えにくい気持ちをいかに伝えようとするのかということですね。そういうことで、ちょっとこれに絡めてみますと、非常に示唆的で研究の必要があるなと思って、参考資料3「平成23年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」の9ページを見ていただきますと、子供たちも相手によく気を使っているわけです。気を使っているところの1番は、9ページの下の方ですけど、「相手に不快感を与えないようにする」、これ実際に43.9%も気を使っているんですが、本当に不快感を与えないような言い方になっているのかどうか。それが実現できているのかどうかというのが、実はこれからの検証の問題で、こう

いうものをきっかけにして、そういうことを皆さんが、考えることができるのであれば、さつき出久根委員がおっしゃったように、毎年発表されるこの調査が、ますます社会的に大きな意味合いを持ってくるのかなと感じました。

○高木委員

思い付きなんですけど、林主査が言われたことと、もう一つ、私が個人的に気になっているのは敬語の問題との関係で、この辺りをクロス集計を取っていったらどのような結果が出るのかと思うんです。相手の気持ちをおもんばかる言語の在り方というのは、これ、日本語の特質だと思うんですよ。そういった心情的なものも含めてコミュニケーションの問題が出てくれば、今の日本語の特性を含めて考えるきっかけになるかなというふうに、本当に思い付きなんですけど、感じました。

○林主査

いや、非常大事な点だと思います。

○岩澤委員

最近の若いアナウンサーは、中継現場では過剰な敬語を使うんですよ。戦後の昭和30年代とか40年代に教育を受けてきた者と比べると、異常に敬語過多なんです。だから、この数字が上がっていることを良しとするのか、取りあえず敬語を使っておけばいいんだみたいな、そういう意識なのか、その辺りは、よく分析してみないと分かんないかもしれないですね。

○高木委員

今、気になるのが「させていただく」という言葉を若い人が非常に使うことなんです。「いたします」でいいところを「させていただく」と言うんです。

○林主査

政治家なんかもよく使っていますよね、そういう言い方を。私は、非常に気になって、でも、何かそういう言い方に込める姿勢というのはあるんだろうと思いましたけど…。

○内田副主査

この調査が発表された後に小学校の先生方とお話する機会があつて、やっぱり「敬語の指針」が出て5種類になって、とても教えにくくなったと聞くんです。丁寧語と美化語と一体どこで区別しろと教えたらいいいのか、これは、もう手に余りますというようなことを何人もが言われたんですね、子供たちに伝えるというところで。やっぱり三つぐらいの種類だったら何とかなる。リソースがその範囲であれば何とかなるけれどもというんで、そういったこともちょっと検証していただけると有り難いと思うんです。

それから高木委員への質問ですけれども、企業が若い人に求めるコミュニケーション力の中に一体何を想定していらっしゃるのか。それがちょっとよく分からなくて…。議事録を取らせたら、取れない。いい大学出てきているのに、ポイントを絞ってまとめるというような、そういう力が弱くなっているんじゃないかみたいな。それから、議事録を突っ返したら鬱になっちゃったとか、そういうお話も企業の人から聞くのですけれども、コミュニケーション力って一体何を含めているんでしょうかね。

○高木委員

私は、個人的には、コミュニケーションには能力とか力とか付けません。能力分析

しなきゃいけないから。コミュニケーションは活動だと思っているんです。ですから今、コミュニケーション能力とは、お聞きになられてもちょっと困ってしまいます。

○林主査

その辺りをもう少し分析してみるという必要はありますね。

○内田副主査

そうですね。

○林主査

社会が要求しているコミュニケーション能力というのは、どういうものかということを考えること自体が実は課題ですね。

○内田副主査

そうですね。

○林主査

その中には、事実、事柄を伝える、考え方を伝える、気持ちを伝える、それから、その逆に、そういうものを理解するというふうな、恐らくそういう六つぐらいの極があるだろうと思うんですけどね。具体的には、それがどういうものであり、それから、そういう力の中の特にどういうところが社会で重視されつつあるかというようなところは、これからいろんな議論を通じて、もう少し丁寧に解きほぐしていく必要があるかなと思います。

○高木委員

学問体系でも違ってしまっていて、言語学で言うコミュニケーションと、社会学で言うコミュニケーションと、文化人類学で言うコミュニケーションとは違いがあるんですよ。その辺り統一されないで使っていますんで、今、林主査が言われたように、能力という言い方で捉えると定義は非常に難しいんですね。

○林主査

それから、私どもは、暗黙の前提でコミュニケーションと言うと、言葉によるコミュニケーションだけを考えますが、実はコミュニケーションというのは、おっしゃるとおり広い概念ですから、やっぱり、その辺りを含めて、これからの現代社会に必要なコミュニケーション能力というのを少し解析していく必要があるかなと思うんです。その上で、何か必要な政策が現れるかどうか、ということが一つの問題だというふうに感じます。

○関根委員

昨年も同じようなことを意見として申し上げたんですけども、特に慣用句なんかの結果で、誤用性を言うというのは言語統制のそしりを招くということで、慎重になるのはもちろん分かるんですけど、変化したものを変化したものとして認めるか、それとも、これ以上誤用が広まらないように注意を喚起するかというようなことを、例えば、国語分科会として一定の見解を出すようなことはできないものかなと思っています。

今回、改定常用漢字表で、例えば混雑の「混」に「こむ」という訓を入れましたよね。あるいは十に「ジュッ」の音を認めたとか、そういうのは言葉の変化を反映した結果だと思うんですよね。

だから、こういう常用漢字の範疇に入るものに関しては、常用漢字表の手当ての一環と

して検討するものもあるんじゃないかなと思います。例えば、今回出ている「他人事」を「ひとごと」と読むのを熟字訓として認めるか、あるいは絶対認めないのかとか。あと、慣用句の意味なんかは、常用漢字表の枠内では議論できないので、今までずっと経年調査してきたようなものをまとめて、それを検討するようなことができないか。つまり、慣用句を本来の意味で捉えている人と、そうでない人との割合が半々ということは、その慣用句を使ったら意思が伝えられないわけで、そうすると、私たちの課題として掲げているコミュニケーションの問題と深く関わってくると思うんですよね。

そういう観点もコミュニケーションの問題の中に入れて、話し合うということをしてもいいのではないのかなと、これは意見として申し上げます。

#### ○林主査

確かにそうですね。実は、もう少しお話を伺いたいのですが、一応、予定の時間になりましたので、参考資料2及び3を御覧になってお感じになったことで、今日お伺いできなかったことは、これからの議論に生かしていただきたいと思います。また必要に応じて、何かこれに関連してお考えを伺うようなことも、可能であったら、そういうことも考えたいと思いますので、そういうことを申し上げることでお許しいただいて、「国語に関する世論調査」についての意見交換は、これで閉めさせていただきたいと思います。

どうも長時間にわたり、いろいろと御議論いただきまして、ありがとうございました。これで、本日は終了させていただきます。